様式第六（裏面）中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

様式第七中「Wildlife Protection and Appropiate Hunting Law」を「Protection and Control of Wild Birds and Mammals and Hunting Management Law」に改める。

様式第十一中「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改める。

様式第十二及び様式第十五中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第15の２（第46条の２第３項関係）

12.5cm　折目　12.5cm

8.8cm

第　　号
年　月　日

有効期間　年　月　日から　年　月　日まで

麻酔銃猟許可証
（住居集合地域等における麻酔銃猟）

都道府県知事　印

住所	
氏名	
生年月日	
使用する麻酔薬の名称及び量	
区域	
鳥獣の種類及び数量	
条件	

8.8cm

注意事項

1　この許可証は、住居集合地域等において麻酔銃猟により鳥獣の捕獲等を行うに際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。

2　この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。

3　この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

備考　用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、４つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

様式第十六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「効力停止」を「効力停止」に、「記載すること。」を「記載すること。」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令摘要」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要」に改める。

様式第十七（表面）中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第十九備考中「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改める。

様式第二十一を次のように改める。

様式第二十一（第七十七条関係）

（表面）

第　　号

交付年月日　　年　月　日

使用期限　　年　月　日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
第75条第５項の規定による身分証明書

官職、氏名及び生年月日

写真

環境大臣　印
（都道府県知事）

備考　この身分証明書の大きさは、原則として日本工業規格Ａ６とすること。

（裏面）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜すい

第75条　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第９条第１項の許可を受けた者、認定鳥獣捕獲等事業者、鳥獣（その加工品を含む。）若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第29条第７項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

２　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第29条第７項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

３　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣（その加工品を含む。）又は鳥類の卵を検査させることができる。

４　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定鳥獣捕獲等事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、認定鳥獣捕獲等事業の実施状況又は帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

５　第２項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　第１項から第４項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第86条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(8)　（略）

(9)　第75条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(10)　（略）